

○基幹放送普及計画（昭和 63 年郵政省告示第 660 号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変 更 後	変 更 前
<p>第 1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 （略）</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(イ) テレビジョン放送</p> <p>テレビジョン放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成 23 年 7 月 24 日までに全面移行すること。<u>ただし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成 24 年 3 月 31 日までに全面移行すること。</u></p> <p>A デジタル放送</p> <p>協会の放送については、総合放送及び教育放送各 1 系統の放送、学園の放送については大学教育放送 1 系統の放送並びに基幹放送事業者の放送については、総合放送 4 系統の放送が全国各地域（学園の放送にあっては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う基幹放送事業者の放送については、5 系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</p> <p>なお、デジタル放送はデジタル放送以外の放送からの全面移行であることから、平成 22 年 12 月までに、デジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすること。</p> <p>この場合において、当該全面移行を促すため、デジタル技術の特性を生かした放送をできる限り多く行うこと。</p> <p>B デジタル放送以外の放送</p> <p>デジタル放送以外の放送については、デジタル放送を行う放送事業者が行い、これらの放送は、<u>岩手県、宮城県及び福島県の区域を除き、平成 23 年 7 月 24 日までに終了すること。岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成 24 年 3 月 31 日までに終了すること。</u></p> <p>(オ) （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第 1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 （略）</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(イ) テレビジョン放送</p> <p>テレビジョン放送については、デジタル放送以外の放送からデジタル放送に、平成 23 年 7 月 24 日までに全面移行すること。</p> <p>A デジタル放送</p> <p>協会の放送については、総合放送及び教育放送各 1 系統の放送、学園の放送については大学教育放送 1 系統の放送並びに基幹放送事業者の放送については、総合放送 4 系統の放送が全国各地域（学園の放送にあっては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う基幹放送事業者の放送については、5 系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。</p> <p>なお、デジタル放送はデジタル放送以外の放送からの全面移行であることから、平成 22 年 12 月までに、デジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすること。</p> <p>この場合において、当該全面移行を促すため、デジタル技術の特性を生かした放送をできる限り多く行うこと。</p> <p>B デジタル放送以外の放送</p> <p>デジタル放送以外の放送については、デジタル放送を行う放送事業者が行い、これらの放送は、平成 23 年 7 月 24 日までに終了すること。</p> <p>(オ) （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>(2)～(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>